

## 第 3 8 作 業 班 設 置 要 綱

1999 年（平成 11 年）2 月 2 日  
第 2 3 回規格会議決定  
1999 年（平成 11 年）10 月 26 日  
第 2 6 回規格会議改正

### 1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 18 条の規定に基づき、「電波防護標準規格（R C R S T D - 3 8）」、「携帯型無線端末の比吸収率測定法標準規格（A R I B S T D - T 5 6）」及び「無線設備の EMC 標準規格（A R I B S T D - T 5 7）」の維持改定を行うため、第 3 8 作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

### 2 審議事項

作業班は電波防護標準規格（R C R S T D - 3 8）、携帯型無線端末の比吸収率測定法標準規格（A R I B S T D - T 5 6）及び無線設備の EMC 標準規格（A R I B S T D - T 5 7）に関する改訂等の原案を作成する。

### 3 構成

- 一 作業班は、細則第 1 9 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第 2 0 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

### 4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

### 5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。